

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マザーズ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

- 2 理事長及びこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員を常勤役員とする。
- 3 常勤役員以外の役員等を非常勤役員という。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事会及び評議員会への出席報酬等の支給方法及び形態)

第4条 報酬は出席の都度、現金で支払う。

- 2 支給については、業務にあたった都度遅滞なく別表2・別表3・別表4に基づき日額報酬額から法令に基づき控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(理事長等の報酬)

第5条 理事長等常勤役員の報酬は、別表1により支給する。ただし、第3条による報酬は支払わない。

- 2 報酬は通貨による口座振込とし、正職員賃金規程の支給日と同様とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあつた場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。

- 2 報酬は業務にあたった都度遅滞なく、現金で支払う。
- 3 報酬については別表2の日額報酬額から法令に基づき、控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員等が、法人業務のために出張する場合は別表 4 に定める報酬を支給し、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第 8 条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表 5 により報酬を支給し、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 5 月 21 日より施行する。

附則 この規程は、令和元年 6 月 21 日より施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円
業務執行理事	月額 100,000 円

別表 2

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査への出席	5,000 円

別表 3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	5,000 円

別表 4 (出張報酬)

	日額
出張報酬	10,000

別表 5 (理事長が出席を求めた者)

	日額
出席報酬	5,000 円